

平成 年 月 日

保護者 様

愛知県立松平高等学校長

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法に基づいて、下記の感染症につきましては、出席停止を指示いたします。ご家庭におかれましては、医師と相談の上、適切な措置をとられますようお願いいたします。

記

	病 名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、重症急性呼吸器症候群、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他伝染病( )	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

治 癒 証 明 ( 登 校 許 可 ) 書

年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

病名 \_\_\_\_\_

上記疾患のため、平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで安静加療が必要でしたが、治癒しましたので、平成 年 月 日からの登校を許可します。

平成 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

認印  
省略